

閱 覧 用

※ 個人情報の保護に配慮し、掲載内容の一部
を秘匿している場合があります。

平成29年第2回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
4	平成28年度藤井寺市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	1
5	平成28年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	3
6	平成28年度藤井寺市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について	5
7	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算（第1号））	7
8	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））	8
(議 案)		
3 1	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	9
3 2	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 2
3 3	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1 4
3 4	藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	1 6
3 5	藤井寺市手数料条例の一部改正について	1 9
3 6	藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について	2 1
3 7	工事請負契約の変更について	2 3
3 8	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2 4

このほかの提出議案

報告番号 9 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について

10 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について

議案番号 39 平成29年度藤井寺市一般会計補正予算（第1号）について

40 平成29年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

41 平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

報告第4号

平成28年度藤井寺市一般会計予算継続費繰越計算書の報告に
ついて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に
より、平成28年度藤井寺市一般会計予算継続費繰越計算書を次のとおり報
告する。

平成29年6月9日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成28年度藤井寺市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	国・府支出金	特定財源 地方債
9.	3.	市立藤井寺中学校施設整備事業	2,525,970,000	0	1,800,703,000	188,030,000	1,612,673,000	1,612,673,000	41,602,000	225,271,000	1,345,800,000	0

報告第5号

平成28年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成28年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月9日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成28年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源		円	
						国庫支出金	地方債		
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード関連事務交付金	5,027,000	5,027,000	0	5,027,000	0	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業	272,103,000	272,103,000	0	272,103,000	0	0	0
9. 教育費	2. 小学校費	市立藤井寺南小学校4号棟改築及び1号棟地震補強事業(2年目) (工事監理業務委託・工事)	246,986,000	246,986,000	0	28,700,000	218,200,000	0	86,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立藤井寺西小学校地震補強事業(II期) (工事監理業務委託・工事)	155,300,000	155,300,000	0	18,696,000	136,500,000	0	104,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立道明寺小学校3・4号棟改築事業(II期1年目) (工事監理業務委託・工事)	252,731,000	252,731,000	0	0	190,100,000	0	62,631,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立道明寺小学校3・4号棟改築事業(II期2年目) (工事監理業務委託・借上料・工事)	188,699,000	188,699,000	0	32,032,000	156,600,000	0	67,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立各小学校地震補強及び改築事業に伴う修繕料	18,701,000	18,701,000	0	0	6,900,000	0	11,801,000
9. 教育費	3. 中学校費	市立藤井寺中学校施設整備関連事業(修繕料・借上料)	115,500,000	115,500,000	0	0	115,400,000	0	100,000
9. 教育費	5. 社会教育費	所有権移転登記業務	2,269,000	2,269,000	0	0	0	0	2,269,000
合 計			1,257,316,000	1,257,316,000	0	356,558,000	823,700,000	0	77,058,000

報告第6号

平成28年度藤井寺市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、平成28年度藤井寺市水道事業会計予算継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月9日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成28年度藤井寺市水道事業会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越るべき資産の購入額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損留	定金	
資本的支出	建設改良費	水道施設整備事業	円 1,589,906,000	円 41,384,000	円 0	円 41,384,000	円 41,345,203	円 38,797	円 38,797	円 38,797	円 0	
				円 56,816,000	円 0	円 56,816,000	円 52,102,350	円 4,713,650	円 4,713,650	円 4,713,650	円 297,700	

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて(平成29年度藤井寺市駐
車場特別会計補正予算(第1号))

平成29年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算(第1号)について、地方
自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のと
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月9日提出

藤井寺市長 國下 和男

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて(平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))

平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月9日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第 31 号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）が施行され、失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、本市においても同様の規定の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長

が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。)であって職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)(以下この項において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項(第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第 32 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

人事院規則の改正により、再度の育児休業をすることができる特別の事情及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、これまで運用により認められていたものが明文化されたことに準じて、本市においても同様の規定の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

平成 29 年 5 月 31 日限りで市営葬儀が終了したことに伴い、職員による納棺作業がなくなることから、納棺作業従事手当を廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表中「第13条」を「第12条」に改め、同表納棺作業従事手当の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について
藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月9日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）が一部改正され、主任介護支援専門員の定義の明確化等が行われたことに伴い、本市においても同様の規定の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

（藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要

なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

議案第 35 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について
藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）の一部改正により、本条例で引用している箇所に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正
について

藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成29年6月9日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設
省令第3号）が一部改正され、案内標識の番号に変更が生じたことに伴い、
本市条例で引用している箇所について所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年藤井寺市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「(116の3)」を「(116の5)」に、「(117の2-A)」を「(117の3-A)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

工事請負契約の変更について

平成28年6月30日議決に係る市立藤井寺中学校施設整備工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年藤井寺市条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

藤井寺市長 國下 和男

契約金額	変更前	2,082,116,880円
	変更後	2,023,424,280円
受注者	住所	大阪府中央区淡路町1丁目7番3号
	名称	日本建設株式会社 大阪支店
		支店長 畑 集司

提案理由

原契約で定める工事内容の設計変更により、減額変更するものである。

議案第 38 号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

大	村	光	俊
池	上		晃
吉	田	菊	信
遠	藤	英	樹
藤	井	勝	美
堀	内	省	三
加	川	哲	夫
栞	野	暢	之
永	井	良	明
野	上	秀	勝
岩	口	寛	治
岡	田	一	樹
井	関	順	未
嘉	指	淳	子
木	下		誇
樽	野	富	男
林		孝	一
松	内	和	義

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が、市議会の同意を得て市長が任命する方法になり、現委員の任期が平成 29 年 7 月 19 日で満了するため、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものである。

住所

[Redacted]

大 村 光 俊
[Redacted] 生

略 歴

昭和 5 9 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員
平成 2 0 年 7 月 同委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

池 上 晃
[Redacted] 生

略 歴

平成 1 4 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

吉 田 菊 信
[Redacted] 生

略 歴

平成 1 4 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

遠 藤 英 樹
[Redacted] 生

略 歴

平成 1 7 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

藤井勝美

生

略歴

平成17年7月

藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

堀内省三

生

略歴

平成17年7月

藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

加川哲夫

生

略歴

平成20年7月

藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

栗野暢之

生

略歴

平成20年7月

藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[REDACTED]

永 井 良 明
[REDACTED] 生

略 歴

平成20年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[REDACTED]

野 上 秀 勝
[REDACTED] 生

略 歴

平成20年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[REDACTED]

岩 口 寛 治
[REDACTED] 生

略 歴

平成23年 7月 藤井寺市農業委員会委員
平成25年 5月 同委員

住所

[REDACTED]

岡 田 一 樹
[REDACTED] 生

略 歴

平成26年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[REDACTED]

井 関 順 未
[REDACTED] 生

住所

[REDACTED]

嘉 指 淳 子
[REDACTED] 生

住所

[REDACTED]

木 下 誇
[REDACTED] 生

住所

[REDACTED]

樽 野 富 男
[REDACTED] 生

住所

[REDACTED]

林 孝 一
[REDACTED] 生

住所

[REDACTED]

松 内 和 義
[REDACTED] 生

